

令和4年度第1回

千代田区国民健康保険運営協議会

〔令和5年1月19日〕

令和4年度第1回 千代田区国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和5年1月19日（木）午前10時30分～午前11時10分

2 場 所 千代田区役所 8階 第3・4委員会室

3 出席委員（16名）

（1） 被保険者を代表する委員（6名）

渡邊るみ、吉澤文子、松井和代、森田扶美子、及川眞澄、村田和美

（2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（2名）

依田和久、松村善一

（3） 公益を代表する委員（6名）

井田洋二、西秋美岐子、堀田健二、櫻井俱代、角谷幸子、鎌倉勤

（4） 被用者保険等保険者を代表する委員（2名）

南彰、田中健一

4 欠席委員（4名）

矢島俊巳、遠藤素夫、西田香、野口博

5 保険者側出席者

樋口区長、細越保健福祉部長、原田地域保健担当部長（千代田保健所長）

永見健康事業調整担当課長、辰島保険年金課長、近藤国民健康保険係長

午前10時30分開会

○井田会長 ただいまから令和4年度の第1回千代田区国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

では、まず初めに、事務局から説明事項をよろしく願いいたします。

○辰島保険年金課長 皆様、おはようございます。

本日は国民健康保険運営協議会にご出席賜りまして、ありがとうございます。私は保険年金課長の辰島でございます。

初めに、本日の協議会の成立についてご報告をさせていただきます。

千代田区国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、委員定数20名のうち2分の1以上の出席を必要としてございます。本日、ただいま渡邊委員と野口委員がちょっと遅れまですというご連絡をいただいておりますが、15名、お二方を入れますと17名ということで、なおかつ、被保険者の代表の方、保険医、保険薬剤師の代表の方、公益代表の方、被用者保険等の保険者の代表の方4区分、いずれからも委員のご出席をいただいておりますので、本日の協議会が成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日ご欠席の方につきましては、事前に連絡をいただいております。

本日の会議では卓上のマイクをお使いいただきたいと存じます。ご発言の際に手元のスイッチを押していただきますと、赤いランプが点灯いたしますので、点灯したことを確認の上ご発言をいただきたいと存じます。終わりましたら、もう一度スイッチを押していただき、切っていただくということをお願いいたします。

以上でございます。

○井田会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、区長のほうからご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 皆様、おはようございます。千代田区長の樋口高顕です。本年度第1回の国民健康保険運営協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

井田会長はじめ委員の皆様方には、日頃から本区の国保行政のみならず区政各般にわたり格別のご理解、ご協力を賜っております。厚く御礼を申し上げます。

本日は、国民健康保険に関わる諸課題につきまして、様々な角度からご議論を賜ることをお願い申し上げます。

さて、今回の運営協議会は、国民健康保険事業の安定的運営を行うため、保険料率の改正等について諮問させていただくものでございます。

国民健康保険制度につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる大きな制度改正がございました。保険料算定方式が大きく変更されております。

千代田区といたしましては、平成30年度から23区の統一保険料ではなく、東京都から示された標準保険料率を参考に独自の保険料率を採用しております。来年度も法定外繰入金を投入することで、区の保険料率の増加を抑制することといたしました。この件につきまして、後ほど事

務局より詳しくご説明いたさせます。

今後とも、区民の皆様の健康保持と国民健康保険事業の安定的な運営のため努力する所存でございます。委員の皆様からの活発なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

○井田会長 ありがとうございます。

区長からの諮問をいただきますので、これを受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○樋口区長 ありがとうございます。それでは、読み上げます。

千代田区国民健康保険運営協議会会長殿。千代田区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、下記事項について諮問いたします。令和5年1月19日、千代田区長、樋口高顕。

記、1、千代田区国民健康保険条例の一部改正について、保険料率の改定等について。

以上でございます。

〔諮問文手渡し〕

○井田会長 ありがとうございます。

それでは、これを皆様に配付していただくということですね。よろしくお願いいたします。

〔諮問文写し配付〕

○井田会長 諮問の写しが皆様に届いたでしょうか。

それでは、これで次に進みますけれども、その前に、区長が所用のために退席をいたしますということですので。どうもご苦労さまでした。

○樋口区長 どうぞよろしくお願いいたします。

〔区長退席〕

○井田会長 それでは、議事に先立ちまして、運営協議会規則第8条によりまして、まず、本日の議事録署名委員を私のほうから推薦申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井田会長 ありがとうございます。

それでは、指名させていただきます。まずは渡邊委員と、それから依田委員のお二人に議事録の署名委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井田会長 ありがとうございます。

では、お二人に議事録の署名を後ほどよろしくお願いいたします。

では、続きまして、協議会の公開・非公開というのがございますので、その確認を取りたいと思います。

これに関して事務局からひとつお願いします。

○辰島保険年金課長 会議の公開・非公開の件でございますが、千代田区では千代田区附属機関等の会議及び会議録等の公開に関する基準が定められてございます。この基準の第3条におきましては、附属機関等の会議は原則公開となっております。ただし、会議の公開・非公開の決定は、当該附属機関がその会議において決定すると第4条で規定してございます。

なお、事務局といたしましては、全て公開での対応で結構でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○井田会長 ありがとうございます。

それでは、公開・非公開ということでございますので、皆様にお伺いをいたします。公開ということで原則いくと思っておりますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○井田会長 ありがとうございます。

では、公開ということで、事務局のほうでよろしく願いいたします。

それでは、これから議事を進めてまいります。

議事の進め方でございますが、千代田区国民健康保険条例の一部改正について、関連事項を含めまして、その内容についてまず事務局から説明を受けたいと存じます。その後、まとめて質疑に入りたいと存じます。質疑終了後、皆様から条例改正等についてのご意見を承り、そして、まとめに入りたいと思っております。よろしく願いいたします。

このような方法で進めさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○井田会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから、千代田区国民健康保険条例の一部改正についてご説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○辰島保険年金課長 それでは、私のほうから千代田区国民健康保険条例の一部改正につきまして、資料番号1から3に基づきまして諮問内容を説明いたします。次第の下、クリップ留めさせていただいております資料、資料番号、右肩に資料1、それから資料2、資料3と続いてございますので、こちらを用いて説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、A4の資料、資料1をご覧ください。千代田区国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

資料の1、概要でございます。今回は4点改正がございます。1点目は令和5年度の国民健康保険料の改正、2点目は保険料の均等割の軽減措置対象者の拡大、3点目は出産育児一時金の支給金額の引上げ、4点目は非自発的失業者の国民健康保険料軽減について届出に用いることができる書類の追加でございます。

まず1点目、保険料の改正についてでございます。資料の2、改正内容の項目(1)の下にございます表をご覧ください。矢印を挟んで左側が令和4年度、現行の保険料率、右側の表が改正をいたします令和5年度の保険料率でございます。

まず、1つ目の黒丸、こちらが加入者の医療費を賄う医療分と後期高齢者の医療費負担を現役世代が支援する支援金分の保険料となっております。これらは年齢に関係なく、加入者全ての方に負担いただく分となっております。

表の保険料率の右、所得割率は医療分、支援金分、変更ございません。均等割額は、医療分が

900円の増、支援金分が1,200円の増で、合計2,100円の増となっております。

この表の一番下、賦課限度額でございますが、国の政令改正によりまして、支援金の賦課限度額が20万円から22万円に引き上げられます。その結果、基礎分と支援金分の合計の限度額が85万円から87万円と2万円の引上げとなります。

続きまして、2つ目の黒丸印、介護納付金分でございます。こちらは40歳から64歳の方にかかる介護保険料の負担部分でございます。所得割率は0.22ポイントの増、均等割額は変更ございません。また、こちら、介護分の賦課限度額は17万円と据置きとなっております。

続きまして、項目(2)保険料の均等割減額措置対象者の拡大でございます。こちらは国の政令の改正に伴いまして、令和5年度の保険料の均等割の5割軽減と2割軽減を判定する所得について、5割軽減対象の世帯では被保険者の数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割減額対象世帯では52万円から53万5,000円に引き上げるという内容でございます。右の矢印、下線の引いてあるところが改正する場所になります。

続きまして、失礼いたします。裏面にお進みください。裏面の項目(3)出産育児一時金の増額でございます。こちらも国の政令改正に伴いまして、出産育児一時金の支給金額を42万円から50万円に引き上げるものでございます。

最後に、項目の(4)、非自発的失業者の国民健康保険料の軽減について届出に用いることができる書類の追加でございます。こちらは、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されまして、失業給付受給者に対しまして、これまでの受給資格者証に加えまして、雇用保険受給資格通知が交付されることになりました。そのため、非自発的失業者の国民健康保険料軽減の届出に使用することができる書類を追加するものでございます。

資料1につきましては以上になります。

続きまして、資料2、A3横の資料をご覧ください。こちら、資料2、令和5年度仮係数による標準保険料率を説明いたします。

標準保険料率とは、医療費等に係る経費を全て保険料で賄った場合の指標となるもので、東京都が自治体ごとの実態に応じて示す数値でございます。

まず、資料左上の東京都全体の納付金必要額でございますが、令和5年度分の仮係数の試算結果が11月中旬に東京都から示されました。縦軸が国保に関わる経費の歳出内訳で、横軸が医療費をどう賄うのかの歳入の内訳を示してございます。

まず縦軸でございますが、都全体の医療費が8,392億円。後期支援金は後期高齢者の方に対する医療給付費への仕送り部分でございますが、こちらが1,758億円。それから、40歳から64歳の方の介護保険の介護納付金が719億円かかるということを示しておりまして、経費の合計が1兆869億円になります。こちらが保険料に係る経費の内訳になります。

次に、横軸は経費を賄う財源の内訳となります。まず、一番左の縦棒部分ですが、国や都から交付される公費を示してございまして、先ほどの経費全体から3,746億円を差し引きます。次に、真ん中の前期高齢者交付金でございます。こちらは65歳から74歳の高齢者の方々の人数に応じて国から交付される交付金でございます。先ほどの3,746億円に、さらにこの2,52

0 億円を差し引いた残りの赤い表示の部分が東京都全体で賄う納付金の総額となりまして、都内の区市町村で負担する合計額が 4,603 億円と試算されました。

次に、この都全体の納付金から千代田区が納めるべき納付金の額を算定する考えについてでございますが、下の図をご覧ください。納付金の赤い部分を追っていただきます。赤い部分が都全体の納付金総額となりますが、これを都全体の所得に応じてお支払いいただく応能分と、都全体で 1 人当たり必ず納めていただく固定費の部分の応益分に振り分けます。この割合は都の所得水準を反映した 58 対 42 の割合とされました。

このうち応能分は、東京都全体に占める千代田区の所得の割合を掛け算し、応益分は東京都全体に占める千代田区の被保険者数の割合を掛け算し、それぞれ千代田区が納めるべき額が計算をされます。これらに、全国平均の医療費負担係数を 1 として千代田区の医療費負担水準を指数化した数値を掛け算します。こうして算出されたものが千代田区の納付金の総額で、青枠で示している部分、21 億 573 万円となり、昨年度より増額となりました。

ここまでの、千代田区が東京都に納める納付金の計算の考え方でございます。

次に、千代田区の標準保険料率の算定方法が右側、赤い枠で囲ったところになります。

まず、青枠の千代田区の納付金に葬祭費などの支出項目を加えまして、これに各自治体の取組に応じた保険者努力支援制度で国から補助される部分などを差し引きます。こうして求めた金額に東京都が定めた標準的な収納率を割り返すことで、千代田区が徴収する保険料の必要総額が求められます。こうして求めた緑色の部分が千代田区の保険料必要総額となります。

これを、区市町村ごとの所得水準を反映した形で応能分と応益分を案分いたします。応能分である保険料率は、千代田区の応能分必要額を千代田区全体の所得総額で割り算します。応益分である均等割額は、千代田区の応益分の必要総額を被保険者数で割り算します。こうして求められた数字が一番右側の黄色い枠線で囲んだ数字で、これが千代田区の医療費を全て保険料で賄う場合の数字、標準保険料率ということになります。

今回、その所得割率は、医療分が 6.96%、支援金分 2.21%、介護分 2.01% と試算されました。また、均等割額は、医療分 4 万 2,067 円、支援金分 1 万 2,938 円、介護分 1 万 4,692 円と試算されました。

ここまでの標準保険料率の算定方法でございます。

恐れ入ります。1 枚おめくりいただきまして、資料 3 をご覧ください。こちらは千代田区の独自保険料率の算定方法でございます。

独自の保険料率を算定するに当たりまして、本区、千代田区では 2 つの視点を柱に据えて独自保険料率を算定いたしました。まず 1 点目は、今後、医療費の上昇に伴い保険料も上昇していくことが考えられますが、千代田区はこれまでの方針を堅持し、保険料上昇による加入者の負担を可能な限り抑制すること。2 点目は、国保財政の赤字補填とみなされる法定外繰入金を現在の水準よりも拡大させないことです。

この方針を実現するための具体的な算出方法が資料 3 のとおりとなります。資料 3、左上の東京都の納付金必要額の部分と左下の都の納付金算定の部分は資料 2 と同じでございます。

次に、破線で囲まれた図の説明になります。区市町村ごとの賦課すべき保険料必要額についてです。

まず、納付金に千代田区の葬祭費などの支出項目を加え、保険者努力支援制度などによる補助金収入を差し引きます。ここまでは資料2と同じでございます。

ここから異なる部分となります。ここからさらに一般財源を投入することで、保険料総額全体の圧縮を図ります。これが図の紫色で示した法定外繰入金による差引きの部分となります。その分、保険料負担が全体で圧縮されることとなります。この一般財源の投入額は、先ほどご説明しましたとおり、段階的な削減を図る方針であることから、昨年度より圧縮を図っております。これに目標とする収納率で割り返すことで、千代田区が徴収する保険料の必要総額を求めます。

この保険料総額を、区ではさらに被保険者の影響を考慮した応能分と応益分の割合で案分をいたします。所得割は、千代田区の応能分必要総額を千代田区全体の所得総額で割り算して求めます。また、均等割額は、千代田区の応益分の必要総額を被保険者の割合で割り算して求めます。分子となる保険料必要総額が上昇し、分母となる被保険者数が人口移動とともに若干減少したことから、均等割額については若干の引上げとなりました。

その結果、令和5年度の千代田区独自の保険料は、資料一番右下、赤字の「独自保険料率」と記載したオレンジ色の囲みの部分で示しているものでございます。所得割率は、医療分が7.30%、支援金分1.98%、介護分1.44%とし、均等割額は、医療分を3万8,700円、支援金分1万2,700円、介護分を1万6,100円と急激な上昇を抑えました。

説明は以上でございます。

○井田会長 ありがとうございます。

今の説明に対してのご意見、ご質問がございましたらばお伺いをいたします。どなたかございましたらば、ご質問どうぞお願いいたします。別によろしゅうございますか。

[「なし」の声あり]

○井田会長 ないようですので、以上をもちまして条例改正についての質疑、意見を終了といたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これまでの諮問の審議を踏まえまして、答申を取りまとめたいと思います。

区長から諮問されました千代田区国民健康保険条例の一部改正について、これまでの検討等を踏まえまして、国民健康保険事業の円滑な運営の観点から、改正に基本的には賛成をしたいと思っております。したがって、千代田区国民健康保険条例の一部改正については異議がないものとして答申をまとめていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]

○井田会長 ありがとうございます。では、異議なしということでもって、答申文案をまとめていきたいと思っております。

それでは、これは一応私にご一任いただきたいというところでございますが、事務局と相談をしながら進めて、ご一任をさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]



○井田会長 ありがとうございます。

では、そうさせていただきます、答申に対しては私から区長に提出するということと、各委員の皆様には後日答申文の写しを送付させていただきます。そういうことでご了解をお願いいたします。

それでは、続きまして、報告事項についてご説明、事務局からございますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○永見健康事業調整担当課長 千代田区千代田保健所健康事業調整担当課長、永見と申します。日頃より千代田区の各健診事業や公衆衛生事業にご協力、ご理解賜りまして、誠にありがとうございます。私のほうで、特定健診や特定保健指導の区民健診事業を担当しておりますので、本日も報告をさせていただきます。

ここからは着座にて失礼いたします。

まず、お手元にカラーのA3の縦の資料、「特定健康診査・特定保健指導の実績（平成29～令和3年度）」をお手元にご用意ください。

平成20年度から、40歳以上の国民健康保険加入の方を対象とした特定健康診査を、あと、その結果、生活習慣の改善の必要があると判断をされた方を対象に、特定保健指導を実施しております。

実施計画の目標値と実績値の表をご覧ください。こちらのほうの表にありますとおり、特定健康診査等実施計画第Ⅰ期を平成20年度から24年度まで、第Ⅱ期を平成25年度から29年度まで、第Ⅲ期を平成30年度から令和5年度までとして計画を策定しております。来年度が計画の最後の年となります。

表の左の項目、特定健康診査の受診率、特定保健指導実施率、内臓脂肪症候群の該当者・予備群者の減少率、この4つの項目をお示ししてございますが、一番右の第Ⅲ期の上から3つ目の項目、内臓脂肪症候群の該当者・予備群者の減少率、ここはスラッシュになっておりますが、ここは国の計算方式を見直すとなっておりますので、データのほうはございません。

それでは、中段のカラーの棒グラフ、特定健診受診率の実績のほうをご覧ください。こちらのほうが、男性・女性と、あと、右側が合計となっております、青、赤、緑、紫、ブルーと、平成29年度から30年、令和元年、2年、3年の順でグラフがございまして。

こちら、合計のところをご覧くださいいたしたいんですが、令和2年度は34.7%、こちらが令和3年度になりますと37.9%、3.2ポイント上昇しております。令和2年度は、特定健康診査の実施期間が通常は6月から始まるところが、コロナの影響で開始時期が9月15日からとなり、実施期間が短くなったことと、感染拡大の影響から受診控えがあったということで、令和2年度は34.7となっておりますが、令和3年度は少し回復をしているというような状況でございます。

続いて、下の表、特定保健指導終了率（動機付け支援＋積極的支援）の実績でございますが、こちら一番右の合計のところをご覧くださいますと、令和元年、令和2年のほうは少し低くなっておりますが、令和3年度は平成29年、30年度並みの11%というところまで回復をしております。

次に、一番下の折れ線グラフのところをご覧ください。こちらは特定保健指導対象者の減少率の実績でございます。令和元年度から少しずつ右肩上がりです。令和3年度は23%となっております。

今後も引き続き、健診等によりご自身の健康状態を定期的に確認・把握していただき、被保険者の方の健康管理、健康寿命の延伸、医療費の適正化に取り組んでまいりたいと思います。そのために、健診の受診勧奨や、今年度も受診勧奨のおはがきをお送りしたり、動画の作成で、皆さんに受けていただくような働きかけを行ったりしております。継続してこの受診勧奨にも取り組んでまいりたいと思います。

以上をもちまして、特定健康診査・特定保健指導の状況のご報告を終わります。よろしく願います。

○辰島保険年金課長 会長、すみません。1点よろしいでしょうか。

○井田会長 お願いいたします。

○辰島保険年金課長 今、永見健康事業調整担当課長からご報告があったものをちょっと補足させていただきますと、平成30年度を初年度とする第Ⅲ期実施計画、35年度ということで、令和5年度までということになってございます。

また、併せまして、区のレセプトや健診等のデータを活用いたしましたデータヘルス計画というものを区では策定しております。こちら平成35年度、令和5年度までの計画で進めておるところなんです。令和5年度に次期データヘルス計画及び実施計画について策定いたしまして、6年度から実施する予定でございます。

補足させていただきました。以上です。

○井田会長 ありがとうございます。ご説明は以上でよろしゅうございますか。

それでは、今のご報告に関しまして、皆様のご意見、ご質問がございましたらばお受けいたしますので、よろしく挙手をお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○井田会長 ご質問等ございませんようですので、それでは、一応質疑、意見を終了させていただきます。

それでは、一応時間もまだ余裕があるようでございますので、何かご意見等ありましたらば、いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○井田会長 それでは、これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

そして、会議録が出来上がりましたらば、本日の署名委員を先ほどお願いいたしましたので、署名委員のサインをいただきます。後ほど、署名委員は事務局の連絡によりまして署名をよろしくお願いいたします。署名の方は渡邊様と、それから依田様ですね。ひとつよろしく願います。

これで一応閉会ということになりますが、何か事務局のほうから追加のご報告等ございません

でしょうか。よろしくお願いいたします。

○細越保健福祉部長 保健福祉部長の細越と申します。最後に、本日は本当にお忙しい中お集まりいただきまして、この国民健康保険運営協議会に当たりまして特段のご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。今後も引き続き、千代田区の国民健康保険の円滑な運営に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○井田会長 ありがとうございました。

それでは、無事に全ての審議が終了いたしましたので、本日の協議会の全日程は終了いたしました。本日はありがとうございました。

午前11時10分閉会

上記のとおり、議事の顛末を記し、正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年1月19日

千代田区国民健康保険運営協議会

議 長 井田 洋二 ㊞

署名委員 渡邊 るみ ㊞

署名委員 依田 和久 ㊞